第13回JMC海事振興セミナー
「地政学リスクの高まりと安定的な海上輸送の確保－その1－

戦争リスク・制裁リスクと海上保険－現状と課題

2025年12月22日

東京海上日動火災保険株式会社
フェロー（法規・約款担当）久保　治郎

本日のご報告

Ⅰ．はじめに

Ⅱ．戦争リスクと船舶保険

1．戦争リスクを担保する保険
2．わが国における船舶戦争保険ビジネス
3．船舶戦争保険の引受上の特質
4．近年の戦争リスク下で生じた事象と課題

Ⅲ．経済制裁リスクと船舶保険

1．経済制裁と船舶保険の関係
2．保険者が経済制裁に抵触しないための対応
3．経済制裁ギャップがもたらす問題
4．ダークフリート・シャドーフリート

Ⅳ．全体まとめ

Ⅰ.はじめに

次の一歩の力になる。

Ⅰ．はじめに

- ✓ 外航船舶向けの船舶保険や外航貨物海上保険は，国際情勢による地政学リスクの影響を非常に受け易い。
- ✓ 国家間の武力衝突，地域間紛争，暴動，テロ行為等の勃発や状況変化　－　保険引受け・既存保険契約の継続の可否あるいは保険料水準の変動などの問題を招来。
- ✓ 経済制裁・経済制裁ギャップ　－　元受保険の前提条件となる再保険キャパシティ確保への影響。
- ✓ 「地政学リスク」を「戦争リスク」と「経済制裁リスク」の二つの観点に分けて，船舶保険に及ぼす「影響」と「課題」を説明。

Ⅱ.戦争リスクと船舶保険

1. 戦争リスクを担保する保険
2. わが国における船舶戦争保険ビジネス
3. 船舶戦争保険の引受上の特質
4. 近年の戦争リスク下で生じた事象と課題

次の一歩の力になる。

Ⅱ．戦争リスクと船舶保険

- ✓ 武力紛争，兵器等を使用した威嚇行為，暴動，テロ行為等の危険（Risks）は，**「戦争危険」（War Risks）**および**「ストライキ危険」（Strike Risks）**と呼ばれる。
  （本日は，一括して戦争危険・戦争リスクとして説明。）
  座礁・衝突等の通常の危険は，**海上危険（Marine Risks）**と呼ばれる。

- ✓ 戦争危険は，海上危険と異なり，「大数の法則」に馴染み難い。一般のノンマリン分野の財産保険ではこれらの危険による損害は填補対象外。

- ✓ 原則として，戦争危険を機動的に回避するための移動が可能な航空機，船舶および貨物のみが戦争保険の対象。

Ⅱ．戦争リスクと船舶保険　－　１．戦争リスクを担保する保険

(1)保険約款の構成（和文証券＋和文約款）

(a)海上危険を担保する保険

船舶保険普通保険約款（2021年4月1日改正）

14条（保険金をお支払いしない損害－その1）

当会社は，次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては，保険金を支払いません。
①戦争，内乱その他の変乱
②水雷，爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触
③公権力によるものであると否とを問わず，拿捕，捕獲，抑留，押収または没収
④海賊行為
⑤ストライキ，ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
⑥テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
⑦暴動，政治的または社会的騒擾その他類似の事態
⑧差押え，仮差押え，担保権の実行その他訴訟手続きに基づく処分

(b)船舶戦争保険

船舶戦争保険特別約款（2021年4月1日改正）

1条（保険金をお支払いする場合）1項1～7号　戦争リスクを復活担保（上記⑧以外）。

Ⅱ．戦争リスクと船舶保険　－　１．戦争リスクを担保する保険

(1) 保険約款の構成（英文証券＋英文約款）

(a)通常の海上危険を担保する保険

Institute Time Clauses-Hulls (1/10/83)

✓最優先条項（Paramount Clause）－ 23条「戦争免責」，24条「ストライキ免責」，25条「害意ある行為免責」

(b)船舶戦争保険

Institute War and Strike Clauses-Hulls Time (1/10/83)

✓ITC23条～25条（最優先条項）における免責事由を基本的に復活担保（1条（1.1-1.5））

✓没収（confiscation）あるいは収用 （expropriation）を担保危険として規定（1条（1.6））

Ⅱ．戦争リスクと船舶保険　－　１．戦争リスクを担保する保険

(2)填補の範囲（和文証券＋和文約款および英文証券＋英文約款で共通）

(a)海上リスクに関する通常の船舶保険と同様ー**「全損」，「修繕費」，「救助費･損害防止費用」，「共同海損分担額」，「衝突損害賠償金」，「その他船主責任損害」**（船舶戦争保険特別約款1条２項/IWSC2条）

(b)推定全損の特例（船舶戦争保険特別約款3条/IWSC3条，London Blocking and Trapping Addendum）

- ✓ **拿捕，捕獲，抑留，押収または没収され，継続して12か月間解放されなかった場合**
- ✓ **港，運河，湾，その他の水域が戦争，内乱その他の変乱または国防行為により封鎖された結果、被保険船舶がその水域内に継続して12か月間閉じ込められ（*），かつ，その間使用および処分の自由が失われた場合**

（*）「閉塞」ー同船型または同喫水の全ての船舶がその水域内の外への航行が不可能な状態

Ⅱ．戦争リスクと船舶保険　－　2. わが国における船舶戦争保険ビジネス

- ✓ 船舶戦争保険の引受は戦前から民間の損害保険会社が実施。
- ✓ 第1次・第2次大戦時，戦時海上保険補償法（1914年），戦時海上再保険法（1917年），損害保険国営再保険法（1940年）等によって国家が直接または間接に損害を補償する制度が存続。
- ✓ 第2次大戦後，船舶戦争保険の引受は中断。
  1950年6月以降朝鮮戦争勃発とともに船舶戦争保険の需要が順次増加。同年12月に船舶戦争保険特別約款を制定し，一貫性をもった戦争保険の引受再開。
- ✓ 1980年9月に勃発したイラン・イラク戦争中，長期間にわたる戦争保険料の高騰。
  日本船主協会からわが国損害保険業界に対して「船舶戦争保険の安定的な引受スキーム立ち上げ」の緊急要望。
- ✓ 1981年4月，**船舶戦争保険再保険プール**設立（1996年，日本船舶再保険プールへ統合）。
  海外再保険市場からの再保険カバーの調達を合理的・効率的に行うため，**海外共同出再機能**をビルトイン（次頁の図ご参照）。

Ⅱ．戦争リスクと船舶保険　－　2. わが国における船舶戦争保険ビジネス

＜わが国船舶戦争保険の再保険スキーム図＞

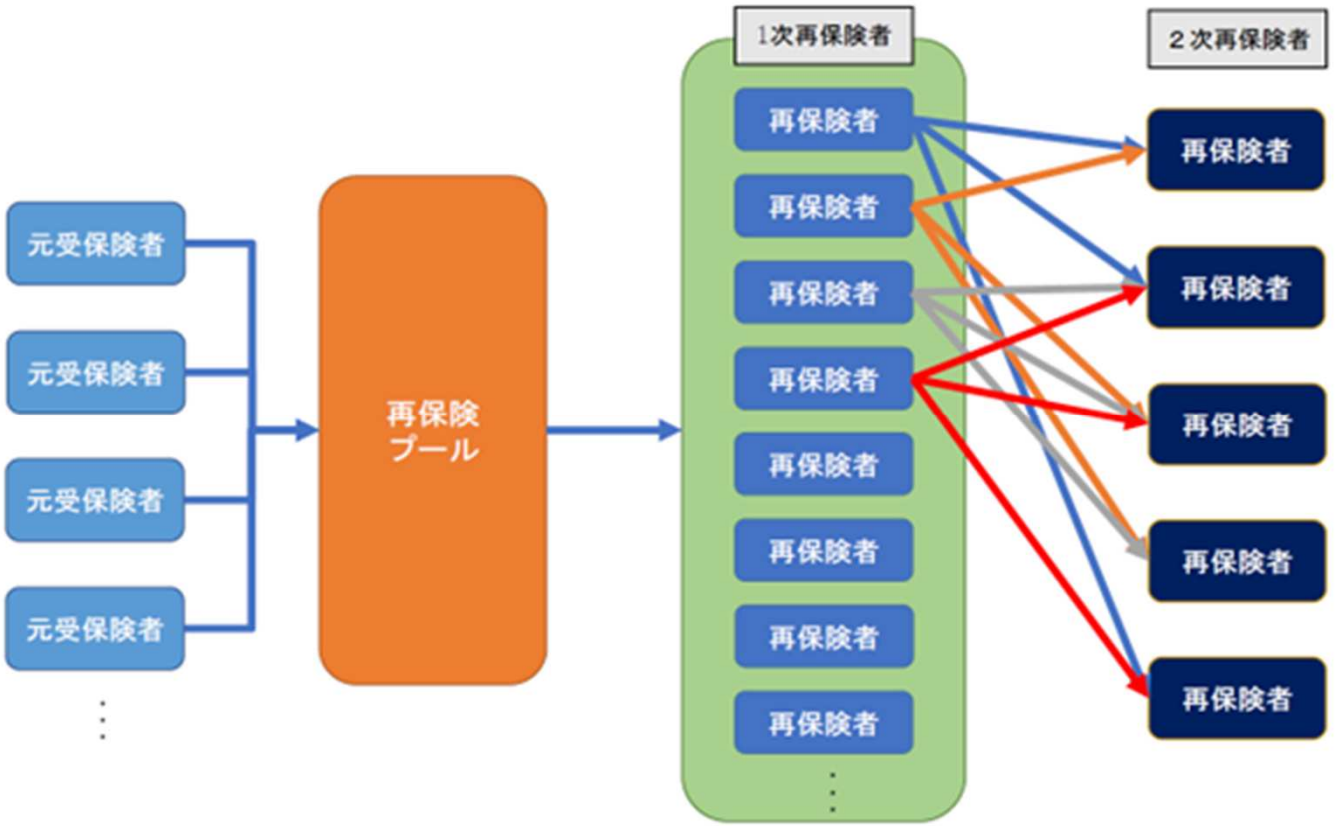

TOKIO MARINE NICHIDO

Ⅱ. 戦争リスクと船舶保険 – 3. 船舶戦争保険の引受上の特質

(1)航路定限と保険料

- ✓ 平時のリスク状態と判定される**「一般世界水域」**
  戦争リスクが高まっていると判定される**「除外水域」– 割増保険料の適用**

- ✓ 除外水域への入航のタイミングに関する条件 – **「Call」** 通常は48時間
  除外水域内での滞在制限日数に関する条件 – **「Stay]** 通常は7日または14日

- ✓ リスクレベルが高い除外水域への航行に適用する割増保険料等に関する**「都度決定（Held Covered, H/C）」**

- ✓ 最新の船舶戦争保険航路定限に関する約款および除外水域地図については，東京海上日動火災保険株式会社のHPご参照。
  URL https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine_site/senpaku/senso/jyogaisuiiki.html

Ⅱ. 戦争リスクと船舶保険 – 3. 船舶戦争保険の引受上の特質

(2)保険契約の「解除」および「自動終了」

大規模戦争の場合，船舶の被る損害の規模・累積は民間保険業者では負担しきれない。保険業界が商業ベースで且つ継続的に戦争保険カバーを提供するための制度。

(a)解除

- ✓ 保険契約締結後，当初予測しなかった事態が発生した場合，**7日前**の予告によって予告期間満了後，契約解除が可能。
- ✓ 2023年4月以降，英国，米国，フランス，ロシアおよび中国の**5大国のいずれかが関与する場合**，予告期間は**72時間**に短縮。

(b)自動終了

- ✓ 次のいずれかに該当する事由が生じた場合，保険契約は自動的に終了する。

  (i)5大国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問わない）の発生

  (ii)日本国または外国の公権力による被保険船舶の強制使用

Ⅱ. 戦争リスクと船舶保険 – 3. 船舶戦争保険の引受上の特質

(3)主な免責事由

①日本国または被保険船舶の所有者が属している国もしくは被保険船舶が登録されている国の公権力による拿捕，捕獲，抑留，押収または没収

②日本国または外国の公権力による強制使用，強制買上または検疫，貿易もしくは関税に関する法令に基づく処分

③5大国（英国，米国，フランス，ロシアおよび中国）のうちいずれかの間の戦争（宣戦 の前後，有無を問わない。）の発生

④原子核の分裂，融合もしくはこれらと同種の反応または放射能もしくは放射性物質を使用した兵器または装置

⑤化学兵器，生物兵器，生化学兵器および電磁気兵器

Ⅱ．戦争リスクと船舶保険　－　４．近年の戦争リスク下で生じた事象と課題

- フーシ派による紅海航行船舶への攻撃開始後の航路変化

- ロシアによるウクライナ侵攻後のロシア航路就航船舶に関する戦争保険引受キャパシティの逼迫

Ⅲ.経済制裁リスクと船舶保険

1. 経済制裁と船舶保険の関係
2. 保険者が経済制裁に抵触しないための対応
3. 経済制裁ギャップがもたらす問題
4. ダークフリート・シャドーフリート

次の一歩の力になる。

Ⅲ. 経済制裁リスクと船舶保険 － 1.経済制裁と船舶保険の関係

- ✓ 外航船舶向けの船舶保険ビジネス－**戦争保険のみならず，海上危険を担保する保険も含めた船舶保険ビジネス**－は，海上輸送を通じて国際的な商取引に関与するため，国際連合，EU，米国，英国，わが国政府等による経済制裁の影響を受け易い。

- ✓ 具体的には，経済制裁によって，元受保険の引受，その前提条件となる再保険キャパシティの確保，保険事故への対応，保険金の支払いに大きな影響が生じ得る。

Ⅲ． 経済制裁リスクと船舶保険－2.保険者が経済制裁に抵触しないための対応

(1)総論

- ✓ **保険契約締結時および全保険期間にわたって，保険契約の当事者・受益者および被保険船舶が経済制裁リスト対象者・対象船舶に該当しないこと。**
  保険者としては，これらの当事者・船舶が経済制裁リスト対象者・対象船舶に該当していないことについて，スクリーニング体制の構築もしくは都度，個別の確認が必要。

- ✓ **保険契約の対象となる取引等が各国の経済制裁に抵触しないこと。**
  船舶が高リスク国・地域に入域する場合，保険契約者に経済制裁に抵触しないことの確認を実施したことを示す資料の提出を要請。
  保険者として保険契約者の提出資料をもっても経済制裁に対する抵触の懸念を払拭できない場合，保険者独自の調査の実施が必要。

- ✓ **衝突相手船・相手船主・相手荷主，救助業者・回航業者，修繕業者，損害鑑定人，海損精算人等が，各国の経済制裁リスト対象者・対象船舶に該当しないこと**の確認が必要。

Ⅲ. 経済制裁リスクと船舶保険－2.保険者が経済制裁に抵触しないための対応

(2)保険引受けにおける対応

(a)普通保険約款/1906年イギリス海上保険法

- **和文証券**

船舶保険普通保険約款
18条（保険金をお支払いしない損害－その5）
(1)次のいずれかに該当する事実が発生した場合には，当会社は，その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては，保険金を支払いません。ただし，その事実がなくなった後において，当会社が書面により承諾したときは，その承諾後に生じた保険事故による損害に対して保険金を支払います。
③被保険船舶が日本国もしくは外国の法令または条約に違反する目的で使用されたこと。

- **英文証券**

1906年イギリス海上保険法
41条（適法担保）
保険に付けられた航海事業が適法な航海事業であり，かつ，被保険者が事態を支配できる限り，その航海事業が適法な方法で遂行されなければならないという黙示担保がある。

Ⅲ. 経済制裁リスクと船舶保険－2.保険者が経済制裁に抵触しないための対応

(2)保険引受けにおける対応

(b)制裁等に関する特別条項

制裁等に関する特別条項

当会社は，この保険契約において保険の引受け，保険金の支払またはその他の利益の提供を行うことにより，当会社が国際連合に決議にもとづく制裁，禁止もしくは制限を受けるおそれがある場合，または欧州連合，日本国，英国もしくはアメリカ合衆国の貿易もしくは経済に関する制裁，法律もしくは規則における制裁，禁止，制限を受けるおそれがある場合には，いかなるときも，保険の引受け，保険金の支払またはその他の利益の提供を行いません。

SANCTION LIMITATION AND EXCLUSION CLAUSE

No insurer shall be deemed to provide cover and no insurer shall be liable to pay any claim or provide any benefit hereunder to the extent that the provision of such cover, payment of such claim or provision of such benefit would expose that insurer to any sanction, prohibition or restriction under United Nations resolutions or the trade or economic sanctions, laws or regulations of the European Union, Japan, United Kingdom or United States of America.

Ⅲ． 経済制裁リスクと船舶保険－2.保険者が経済制裁に抵触しないための対応

(2)保険引受けにおける対応

(c)特定の取引等に対する経済制裁を想定した免責約款

(ⅰ)イラン原油等輸送禁止特別条項

イラン原油等輸送禁止特別条項

当会社は，被保険船舶がイランから原油，石油製品，石油化学製品または天然ガスその他のガス状炭化水素を輸送する目的で使用された場合には，その時以降に生じた損害に対しては，保険金を支払いません。

IRANIAN OIL EXCLUSION CLAUSE

In the event of the Vessel being employed in a transport of crude oil, petroleum products, petrochemical products, natural gas and other gaseous hydrocarbons from Iran, no claim shall be recoverable under this insurance for loss, damage, liability or expense.

Ⅲ. 経済制裁リスクと船舶保険ー2.保険者が経済制裁に抵触しないための対応

(2)保険引受けにおける対応

(c)特定の取引等に対する経済制裁を想定した免責約款

(ⅱ)ロシア産原油等輸送禁止特別条項（上限価格措置対応用）

ロシア産原油等輸送禁止特別条項（上限価格措置対応用）

当会社は，被保険船舶がロシア連邦を原産地とする原油（*1）または石油製品（*2）を輸送する目的で使用されたときは，その時以生じた損害に対しては，保険金を支払いません。ただし，保険契約者または被保険者が当会社の指定する宣誓書を提出したとき，もしくは当会社の書面による承諾を得たときを除きます。

（*1） HS Code 2709.00に該当するものをいいます。

（*2） HS Code 2710に該当するものをいいます。

RUSSIAN OIL EXCLUSION CLAUSE (FOR OIL PRICE CAP EXCEPTION)

In the event of the Vessel being employed in a transport of Russian-origin Crude Oil (HS Code 2709.00) or Petroleum Products (HS Code 2710), no claim shall be recoverable under this insurance for loss, damage, liability or expense.

Notwithstanding the preceding paragraph, if the Assured submit an Attestation required by the Company or the Company specifically agrees to such transportation(s), this exclusion shall not apply.

Ⅲ. 経済制裁リスクと船舶保険－2.保険者が経済制裁に抵触しないための対応

(3)保険事故対応上の課題-支払保証状の提供に関わる問題

(a)（総論）

✓ 海事紛争解決プロセスにおいて海上保険者が発行する**支払保証状（Letter of Undertaking ; LoU）が果たす役割は大きい**。

✓ 保険契約者・被保険者が行う取引等が経済制裁に抵触する場合のみならず，紛争相手側当事者の取引が経済制裁に抵触した場合，**LoUの提供に重大な問題が生じ得る**。
適時にLoUを提供できない場合、被保険船舶・貨物に差押えリスクが生じる。

✓ 反対に保険契約者・被保険者が債権者である場合，制裁対象者・債務者である紛争相手側当事者から**制裁条項付きLoUという債権保全に不十分な担保しか得られない**という問題を生じる。

Ⅲ． 経済制裁リスクと船舶保険ー2.保険者が経済制裁に抵触しないための対応

(3)保険事故対応上の課題-支払保証状の提供に関わる問題

(b)LoU文言問題

<u>イギリス控訴審判決：*M/V Pacific Pearl Co Ltd v Osios David Shipping Inc* [2022] EWCA Civ 798</u>

(ⅰ)事案概要

- ✓ 2018年7月に，イランで大麦の揚荷役後のPanamax Alexander号（PA号）が，スエズ運河内でOsios David号（OD号）と衝突。
- ✓ PA号のP&I保険者Aは，支払保証状の標準書式に**制裁条項（Sanction Clause）**を追記したCollision Undertakingの提供を提案。
- ✓ OD号船主・P&I保険者Bは，P&I保険者Aの提案を拒否。PA号の関係船舶Panamax Christina号（PC号）を差し押さえた上で，PC号のP&I保険者Cより制裁条項を含まないLoUを取り付けた。
- ✓ PA号船主は，P&I保険者Cが要したLoU提供費用をOD号船主に要求して，イギリス裁判所に訴訟提起。

Ⅲ. 経済制裁リスクと船舶保険ー2.保険者が経済制裁に抵触しないための対応

(3)保険事故対応上の課題-支払保証状の提供に関わる問題

(b)LoU文言問題

制裁条項（Sanction Clause）

We shall not be obliged to make payment under, nor be deemed to be in default of, this Letter of Undertaking if (i) doing so would be unlawful, prohibited or sanctionable under the United Nations resolution or the sanctions, laws, or regulations of the European Union, United Kingdom, United States of America or [the place of incorporation or domicile of your member] or the ship‘s flag state (“the Sanctions”), or (ii) if any bank in the payment chain is unable or unwilling to make, receive or process any payment for any reason whatsoever connected with the Sanctions (including but not limited to a bank’s internal policies). If any such circumstance arises as described in (i) or (ii) herein, then we shall use reasonable endeavours to obtain whatever Governmental or other regulatory permissions, licences or permits as are reasonably available in order to enable the payment to be made.

Ⅲ． 経済制裁リスクと船舶保険ー2.保険者が経済制裁に抵触しないための対応

(3)保険事故対応上の課題-支払保証状の提供に関わる問題

(b)LoU文言問題

(ⅱ)判決

✓ 高等法院判決

M/V Pacific Pearl Co Ltd v Osios David Shipping Inc[2021] 2808 (Comm)

対イラン経済制裁との関連を考慮すると制裁条項付きLoUはOD船主にとって合理的に満足できるものであるが，受領すべき義務は負わない。

✓ 控訴審判決

M/V Pacific Pearl Co Ltd v Osios David Shipping Inc [2022] EWCA Civ 798

OD号は制裁条項付きLoUを受領すべき義務を負う。

Ⅲ. 経済制裁リスクと船舶保険 ー 3.経済制裁ギャップがもたらす問題

(1)総説

- ✓ 元受保険者と再保険者に適用される経済制裁の有無・内容の違い（**経済制裁ギャップ**）によって，**元受保険者による保険引受にあたり再保険の調達が困難となる事態**が生じ得る（キャパシティ不足）。

- ✓ 保険期間中の経済制裁の変容によって，「元受保険者は有責，再保険者は無責」，すなわち**元受保険金の支払い後に再保険金の回収が不可能という元受保険者にとって受忍し難い事態**が生じ得る。

- ✓ **わが国をはじめ，EU，米国，英国以外の地域・諸国に所在する商業保険者にとって，EU，米国，英国所在の再保険者に出再する場合において，経済制裁ギャップによって生じる問題は共通の課題。**

Ⅲ. 経済制裁リスクと船舶保険 － 3.経済制裁ギャップがもたらす問題

(2)経済制裁ギャップに起因する船舶保険引受け上の問題（対イラン経済制裁）

①背景

- ✓ 2012年1月，EUが対イラン経済制裁を決議。同年3月，イラン産石油輸出入に関わる海上保険の提供を禁止（域外適用なし）。EU所在の再保険者がイラン産原油等の輸送に係る再保険の提供を停止。
- ✓ その結果，日本の原油総輸入量の8.8%（2011年実績）を占めるイラン原油の輸入が途絶するおそれ。わが国のエネルギー安全保障にかかわる重大問題。

②船体保険（損害保険会社）

- ✓ イラン産原油の海上輸送に係る船舶保険・貨物保険について**再保険をEUの保険市場に依存しない前提で必要な引受キャパシティを確保**。
- ✓ ペルシャ湾内での集積損害回避のため，石油業界と海運業界が連携して，**原油タンカーの配船調整を行う等，業界連携によって保険引受スキームを構築**。

Ⅲ. 経済制裁リスクと船舶保険 － 3.経済制裁ギャップがもたらす問題

(2)経済制裁ギャップに起因する船舶保険引受け上の問題（対イラン経済制裁）

③P&I保険（船主責任相互保険組合）

✓ 十分な賠償責任保険のカバーを提供できない。特に，1992年民事責任条約で付保義務が規定された**油濁損害に関する責任限度額を填補する責任保険（強制保険）**の提供が不可能となる可能性。

✓ **「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法」**（いわゆる**イラン産原油輸送タンカー特措法** 2012年6月27日施行）を制定。

●イラン産原油輸送タンカー所有者/日本船主責任相互保険組合（JPI）間で**「特定賠償義務履行担保契約」**を締結。

●イラン産原油輸送タンカー所有者/政府間で**「特定保険者交付金交付契約」**を締結。

●国際P&Iクラブの再保険スキームにおける補償額と同額（同法施行時約6,200億円、現在は約1兆1,733億円）を上限に，JPIのP&I保険でカバーされる金額（同法施行時約6.5億円、現在は13.7億円）を超える金額を同組合に対して交付する仕組み。

Ⅲ. 経済制裁リスクと船舶保険 ー 3.経済制裁ギャップがもたらす問題

＜イラン産原油輸送タンカー特措法施行前後におけるP&I保険引受スキーム（同法成立時）＞

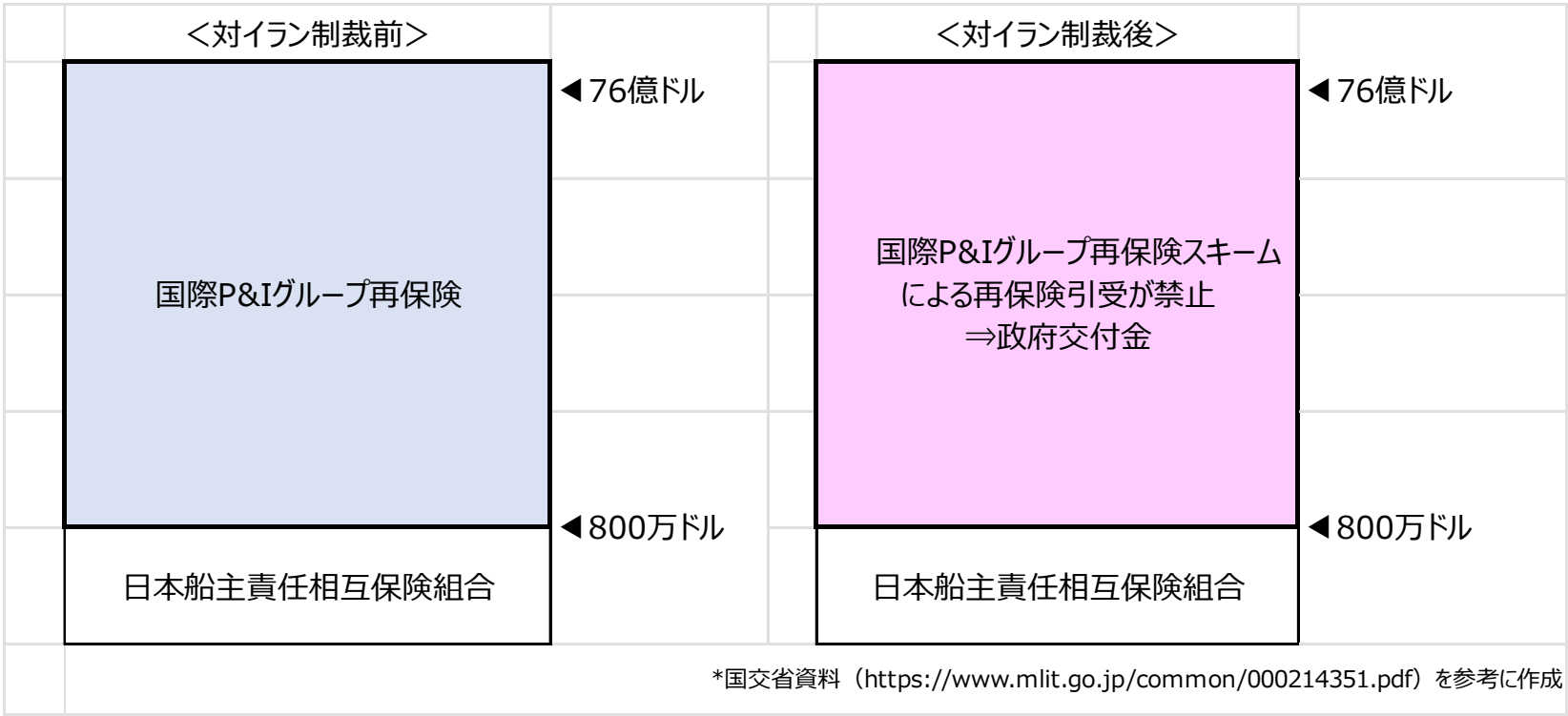

*国交省資料（https://www.mlit.go.jp/common/000214351.pdf）を参考に作成

TOKIO MARINE NICHIDO

Ⅲ. 経済制裁リスクと船舶保険 – ４.ダークフリート/シャドーフリート

- ダークフリート/シャドーフリート隻数の増加
- ダークオペレーション/シャドーオペレーションが招来する問題
- ダークフリート/シャドーフリートの引受保険者が招来する問題
- ダークフリート/シャドーフリートに対する「パラレルな保険市場」とその限界

Ⅳ.全体まとめ

次の一歩の力になる。

Ⅳ. 全体まとめ

- ✓ わが国の基幹的輸送機関である外航海運が円滑に機能し続けることは，わが国のエネルギー安全保障上の必須条件。外航海運を下支えすることを責務としている海上保険者としては，可能な限り，通常の海上危険を担保する保険および戦争保険を提供し続けることが求められる。

- ✓ 戦争リスク・経済制裁リスクに関しては，国・地域の利益の違いを背景として各市場における保険者および再保険者の対応に違いが生じることは不可避。わが国海上保険者が適切な元受保険カバーを提供するために必要な再保険キャパシティを確保することが困難となる事態が現実に生じ得る。

- ✓ 少なくとも国のエネルギー政策上不可欠なプロジェクトの継続に必要となる保険引受キャパシティを確保するだけの新たな方策の構築に取り組むことが必要。

ご清聴頂きまして，有難うございました。